

(優良認定事業者→甲種受託者)

令和 年 月 日

確 約 書

一般財団法人 近畿陸運協会
兵庫支部長 殿
姫路支部長 殿

優良認定事業者 の氏名又は名称	印
1種又は2種区分	種
認 定 番 号	
住 所	
電 話 番 号	

当社が整備のために取り外した封印の取付け作業を行うことを希望し、令和 年 月 日付で、兵庫県自動車車体整備協同組合にその旨の届け出をしたところですが、今般、貴殿の名において封印を取り扱うに当たり、下記のとおりとすることを確約します。

記

1. 封印の取り扱いに関しては、貴殿の使者として封印の取付け作業を行い、貴殿の指導するところに従います。
2. 貴殿からの封印の受け渡しを受けようとするときは、当該整備のために取り外した封印の取付け作業に係る自動車の自動車検査証の写し、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真を提示します。また、特に貴殿から求めがあれば、車台番号の拓本又は写真を提示します。
3. 貴殿から封印の受け渡しを受けたときは、封印受領書を提出します。
4. 事業場ごとに封印取付け台帳を備え、貴殿から受け渡しを受けた封印について、取付け年月日等の必要な事項を明瞭に記載します。また、封印取付け台帳、当該自動車の車検証の写し、顧客からの整備依頼の書面及び取り外した写真（車台番号の拓本又は写真を撮っている場合は当該拓本又は写真を含む。）を保存します。
5. 整備のために取り外した封印は、確実に回収します。
6. 貴殿から受け渡しを受けた封印に関して、報告を求められたときは、それに応じます。
7. 貴殿が封印の取付け状況について、特に調査する必要があると認めるときは、施設に立ち入り封印取付け台帳等の書類の調査をすることに応じます。
8. 受け渡しを受けた封印については、適正に取扱うとともに、問題が生じたときは、解決のための貴殿の指示に従い、かつ、その責めに任じます。
9. 貴殿からの封印の取付け作業を行わせないこととなった旨の通知を受けたときは、それに従います。

以上